平成２２年（フ）第２８１号
長野県中野市大字小田中1005番地　東山団地67号室
債務者　小林　孝雄
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８２号
長野市川中島町今里300番地79　古森沢団地Ｂ―81
債務者　田野口照男
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
長野市川中島町四ツ屋758番地４
債務者　土屋　綾子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
兵庫県伊丹市西野５丁目275番地　トリヴァンベール武庫川203号
債務者　島原　和弘
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４０４号
奈良県大和郡山市筒井町427番地３　サニーウェル302号室
債務者　芦田真一郎
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４４５号
奈良県大和郡山市九条町247番地１　プレステ壱番館104号
債務者　谷川亜希子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４７２号
奈良県生駒市辻町390番地１
債務者　星野　弘介
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５０２号
奈良県桜井市大字吉備645番地の10
債務者　東田美智子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３４３号
徳島市南昭和町６丁目55番地　カサコモダ201号
債務者　上杉　幸孝
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６３号
徳島市名東町３丁目482番地の１
債務者　粂原　宏治
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６４号
徳島市名東町３丁目482番地の１
債務者　粂原　福美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７４号
徳島市末広５丁目１番45―202号
債務者　長尾一二三（旧姓岬）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７５号
徳島市名東町２丁目643番地の１―105号
債務者　西條　常子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８８号
徳島県小松島市赤石町13番80号
債務者　尾崎　雅信
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１３号
徳島県吉野川市鴨島町飯尾550―８―36棟55号、住民票上の住所徳島県吉野川市鴨島町知恵島906番地１
債務者　藤本　雅昭
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１４号
徳島県吉野川市鴨島町飯尾550―８―36棟55号、住民票上の住所徳島県吉野川市鴨島町知恵島906番地１
債務者　藤本嘉代子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８号
兵庫県洲本市下内膳260番地　東下内膳２Ｅ―３号
債務者　岩城由香里
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係